

徳島県告示第四百十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七
第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

平成三十年六月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指 定 区 域	埋 立 地 の 区 分
徳島市方上町中須賀四七番一から四七番三まで、 四八番一から四八番五まで、五〇番及び五 番	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（ 昭和四十六年政令第百三十三号。以下「政令」と いう。）第十三条の二第二号
小松島市和田島町字松田新田一番五	政令第十三条の二第二号